

# 令和5年度山形県知的障がい児等作品発表機会創出事業助成金交付要綱

## (総則)

第1条 令和5年度山形県知的障がい児等作品発表機会創出事業助成金の交付については、この要綱の定めるところによる。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「知的障がい児等」 山形県在住の知的障がい又はその他障がいのある児童をいう。
- (2) 「作品」 絵画、イラスト、グラフィックデザイン、書、写真、造形等の平面及び立体作品をいう。

## (目的)

第3条 民間団体等に対し、知的障がい児等の作品発表の場を創出する新規性のある取組みやモデルとなる取組みに必要な経費を助成することにより、作家の発掘、育成、知的障がい児等の芸術活動に関する環境作り（地域、家族や学校等の理解の促進）に繋げ、芸術活動を通じた知的障がい児等の社会参加を促進することを目的とする。

## (助成対象者)

第4条 助成の対象となる者は、前条の目的のため、次条の取組みを実施する団体とする。

## (助成対象経費等)

第5条 助成対象となる経費は、知的障がい児等の作品発表の場を創出する取組みに要する令和5年4月1日から令和6年3月6日までに支出した次の経費とする。

- (1) 報償費（謝金）
- (2) 旅費
- (3) 会議等に係る食糧費
- (3) 需用費（消耗品費及び印刷製本費）
- (4) 役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) その他理事長が必要と認める経費

## (助成額)

第6条 助成額は、前条の助成対象経費の実支出額の合計額又は500,000円のいずれか低い額とする。ただし、前条の助成対象経費について、他の団体からの助成金等と重複してこの助成金の交付を受けることができない。

## (助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、令和5年7月7日までに助成金交付申請書（様式第1号）を理事長に提出するものとする。

- 2 助成対象者は、前項の申請に当たり、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### （助成金の交付決定）

第8条 前条に定める助成金交付申請書の提出があったときは、別に定める審査委員会を必要に応じて開催するものとし、審査の内容について理事長に報告するものとする。

- 2 理事長は、当該審査委員会の意見を基に、申請の内容が適正と認められるときは、助成金の交付決定を行い、当該交付申請者に通知するものとする。
- 3 理事長は、前項による交付決定に当たっては、前条第2項により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 理事長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨を条件に付して交付決定を行うものとする。

#### （助成金の実績報告）

第9条 前条の交付決定通知を受けた者は、事業完了後30日以内又は令和6年3月6日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第2号）を理事長に提出するものとする。

- 2 助成対象者は、実績報告書の提出に当たり、第7条第2項ただし書の、助成金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### （助成金の支払）

第10条 助成金は、交付すべき助成金の額が確定した後に支払うものとする。ただし理事長が必要と認めるときは、助成金の交付決定の後に、概算払をすることがある。

- 2 助成対象者は、助成金の概算払を受けようとするときは、助成金概算払請求書（様式第3号）に概算払を必要とする理由書及び資金計画書を添付して、理事長に提出しなければならない。

#### （消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第11条 助成対象者は、事業完了後に消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、その金額（実績報告の規定により減額した助成対象者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を報告書（様式第4号）により速やかに理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

#### （交付決定の取消等）

第 12 条 理事長は、助成対象者が正当な理由がなく次に掲げるいずれかに該当するときは、交付を取り消し、交付済の助成金の全部又は一部につき金額及び期日を指定して返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合
- (2) 助成後、他の支援団体と重複支給が行われたことが確認された場合
- (3) 助成金を助成の目的以外に使用した場合
- (4) 助成対象者として不適切な行為や事実が判明した場合

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 8 日から施行する。